
第9章 文化財の保存・活用の推進体制

本市の文化財に関する行政は、地域協働部文化財課が担っています。令和9年（2027）3月現在の配置状況と業務内容はつぎのとおりです。なお、本計画を遂行するうえで望ましい正規職員数は専門職員5人以上、事務職員2人の合計7人以上で、加えて文化財整理等を担う会計年度任用職員等が作業に応じて必要です。

■職員 4人

正規職員	一般事務（文化財）	2人
	一般事務	1人
再任用職員（文化財）		1人

■業務内容

- ・文化財の保護及び調査研究に関すること。
- ・文化財に関する事業の企画及び実施に関すること。
- ・四條畷市立歴史民俗資料館に関すること。
- ・市史編さんに関すること。
- ・その他文化財の保存・活用に関すること。

また、文化財の保存・活用に関する重要事項についての調査審議をおこなう四條畷市文化財保護審議会と、文化財保存活用地域計画の作成および変更についての調査審議をおこなう四條畷市文化財保存活用地域計画協議会を設置しています。

文化財の保存・活用を効果的に推進するためには、行政、四條畷市民、文化財所有者、関係団体などが連携し、進めていくことが必要です。

本計画の推進にあたっては、関係機関とそれぞれの役割を分担し、推進体制を強化します。また、大学などの専門機関に相談し、助言を受けるとともに、大阪府と文化庁に報告、相談し指導、助言のもと、適切な文化財の保存・活用を進めます。

表 9-1 主な組織団体など（令和 9 年（2027）3 月時点）

組織・団体など					文化財の保存・活用で求められる役割など	
行政	四條畷市	地域協働部	文化財課	四條畷市立歴史民俗資料館	文化財に関すること	
					文化財の保管及び展示公開に関すること	
			地域振興課	地域振興に関すること		
			文化・スポーツ課	文化の企画及び推進に関すること		
		図書館	文献の保管に関すること			
		総合政策部	企画広報課	広報、情報媒体、公民連携に関すること ふるさと納税に関すること シティプロモーションに関すること		
		総務部	情報政策課	地図情報システムに関すること		
			人事課	職員の任免、配置、研修に関すること		
		財務部	財政課	財政、地方交付税に関すること		
			税務課	税金に関すること		
		市民生活部	産業振興課	地域産業、農業の振興に関すること		
		都市整備部	都市政策課	まちづくりに関すること		
			建設管理課	里道に関すること 道路の維持管理に関すること		
			危機管理課	防災・防犯に関すること 災害対応に関すること		
		四條畷市教育委員会	学校教育部	青少年育成課	社会教育に関すること	
				学校教育課	学校教育に関すること	
		大阪府	教育庁	文化財保護課	文化財の保存・活用に関する助言・支援	
	他市町村	関連市町村			連携した文化財の保存・活用に関すること	
		北河内地域文化財広域連携会議			広域的な文化財の活用、情報提供に関すること	
	文化財所有者					文化財の価値を認識し、適切な保存・活用に 取り組むこと
四條畷市民					本市の文化財に関心を持ち、保存・活用に関 して主体的に活動すること	
関係 団体 など	四條畷市 歴史サポーター	畷古文化研究保存会			本市の文化財の調査・研究・保存及び次世代 への継承	
		なわてボランティア ガイド「ゆずりは」			本市の文化財のボランティアガイドに関する こと	
	大阪府文化財愛護推進委員				文化財保護意識の高揚啓発、文化財保護に関 する助言	
	四條畷「だんじり」「蒲団太鼓」連合会				本市の「だんじり」「蒲団太鼓」の保存・活 用に関すること	
	学校				教育活動で文化財を活用すること	
	大学				文化財の調査研究、保存・活用に関する助言	
	四條畷市文化財保存活用地域計画協議会				文化財の調査研究、保存・活用に関する指導、 助言、協力	
	四條畷市文化財保護審議会					
	独立行政法人 国立文化財機構		文化財活用センター			文化財の活用に関すること
			文化財防災センター			文化財の防災、災害時の対応に関すること

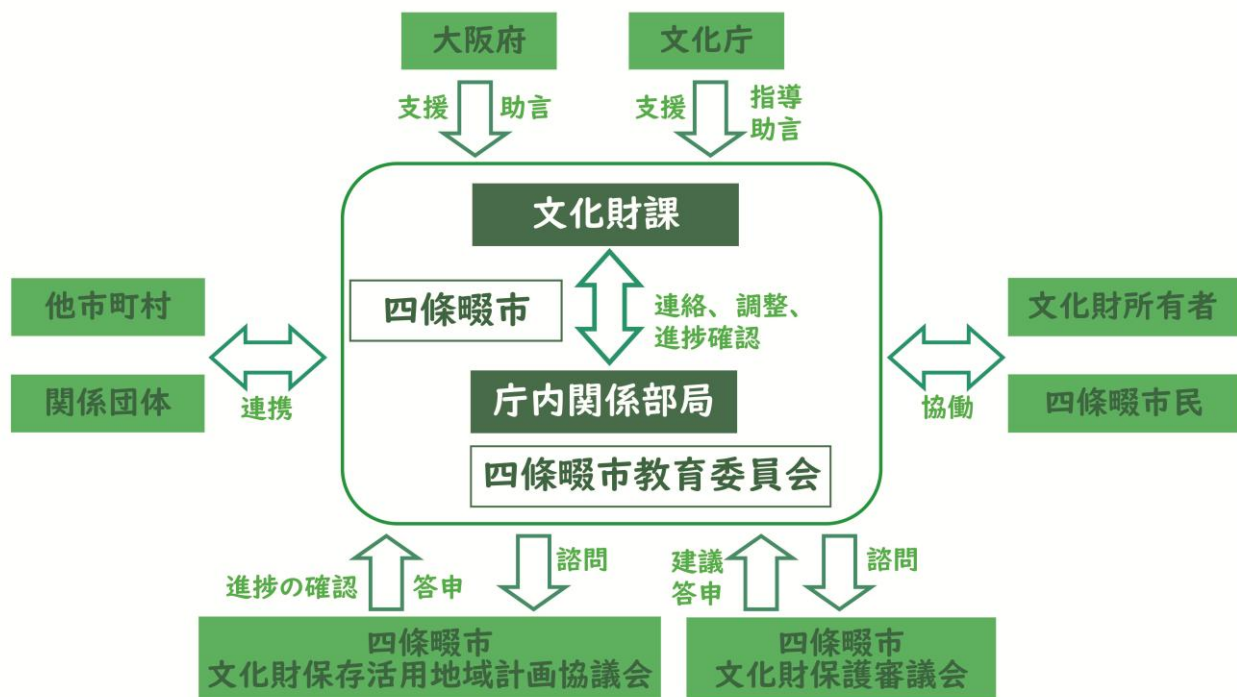


図 9-1 四條畷市文化財保存活用地域計画推進体制図